

涉外相続の実務

司法書士佐伯文弘



自己紹介



こんなことをしている事務所です

01 / 神戸で司法書士・行政書士兼業

神戸に事務所があります。神戸のイメージは？

02 / 新規問い合わせの7割強が渉外関連

当事者が外国人、海外にいる、財産が海外にあるなど何らかの渉外要素がある問い合わせが新規問い合わせの7割強。

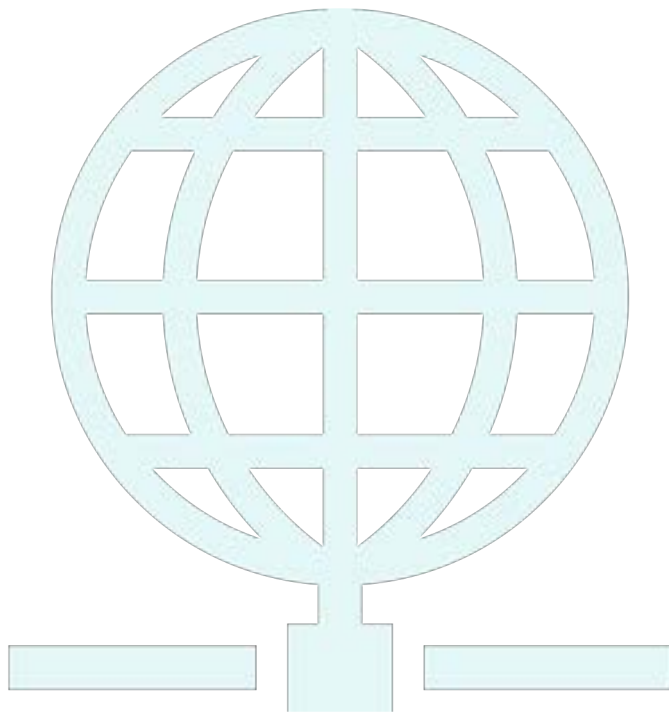
03 / 海外資産の手続きも

ハワイ州、カリフォルニア州、英国、香港、シンガポールなど海外資産の相続手続きについて海外の専門家と連携。



涉外相続の入口

何らかの渉外的要素がある相続



- 被相続人が外国人
- 相続人が海外に居住
- 相続人が外国人
- 海外に相続財産がある

普通の日本人の相続と同じようには進められない



準拠法の選択

渉外相続では、相続にどの国の法理を適用すべきかが問題になります。原則は被相続人の本国法ですが日本法に反致してくることもあります。



外国法の調査が必要

渉外相続では外国法の理解が必須です。日本に反致するかどうか、本国の相続法はどうなっているかを調査することになります。



どんな書類が必要か

戸籍がない国がほとんどですので、どのような書類を揃えれば相続関係を証明できるのか、国ごとにどのような書類が出てくるのか当事者とやりとりします。

最初に聞き取る内容

被相続人に関する情報

- 国籍はどこか
- いつ、どこで亡くなったか（日本か外国か）
- 日本で亡くなった場合、いつから日本にいるか
- 遺言はあるか

相続人に関する情報

- 相続人は全員判明しているか
- 相続人の国籍、住所（日本か外国か）

相続財産に関する情報

- 相続財産は何か
- 相続財産の所在地はどこか



これらを聞き取って、相続の準拠法、どのような書類が揃えられそうかを検討します。

法務局に聞いてはいけない

事前に聞いても
法務局も答えようがない



法務局は後々問題にならないよう
保守的に回答する傾向



依頼者にできない部分を丸投げしないこと

専門家にわからない部分は
依頼者本人もわからない



仮に書類を渡しても
先生もわからないし使えない



簡単な部分だけやって報酬取ると
結果的に高くつくこともある





本日の事例

アメリカ国籍の被相続人が日本で亡くなった場合の相続手続きの概要

01



国籍と居住地

被相続人はアメリカ国籍で日本在住
配偶者は日本国籍
兄弟はアメリカ国籍かつアメリカ在住

02



相続財産

日本国内の不動産と預貯金

準拠法の決まり方

**国際相続でどの国の法律を適用するかは国際私法で決まります。
日本では「法の適用に関する通則法」**

01

国際私法とは

国際私法は、各国の私法関係を規定する民法や商法が異なる際に「どの国の法律を適用するか」を決定する法律の総称です。

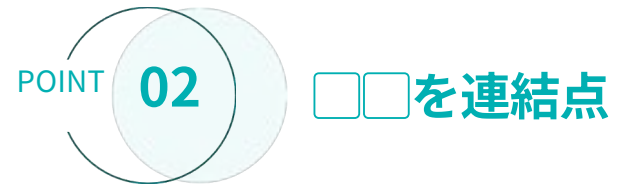
02

準拠法の決定方法

国際私法では、どのような法律問題かという性質決定や国籍・住所・財産の所在地という連結点を導き出して、適用される法律を決定します。

準拠法の決まり方

〇〇は□□法による



通則法 36条 相続は、被相続人の本国法による。

01 単位法律関係＝相続

相続財産の構成と管理、相続人と相続順位、相続分・寄与分など、相続に関するあらゆる問題を含む

02 連結点＝本国法

本国法とは国籍国法

本国法は簡単に決まるか？

重国籍者、不統一法国の方の準拠法の決まり方

01 重国籍者（通則法38条1項）

日本国籍>常居所を有する国の国籍>最も密接な関係を有する国の国籍

02 不統一法国（通則法38条3項）

まず当該国の国内の法の抵触を解決するための規則を適用して準拠法を特定し、もしそのような規則がない場合にはその国の異なる私法秩序の中から当事者の最も密接な関係地法を適用する。

各国の国際私法は、相続統一主義と相続分割主義に分かれる。

CHECK 

相続統一主義

- 動産不動産を問わず、被相続人の本国法/住所地法/常居所地法による
- 例) 日本、韓国、台湾、EU

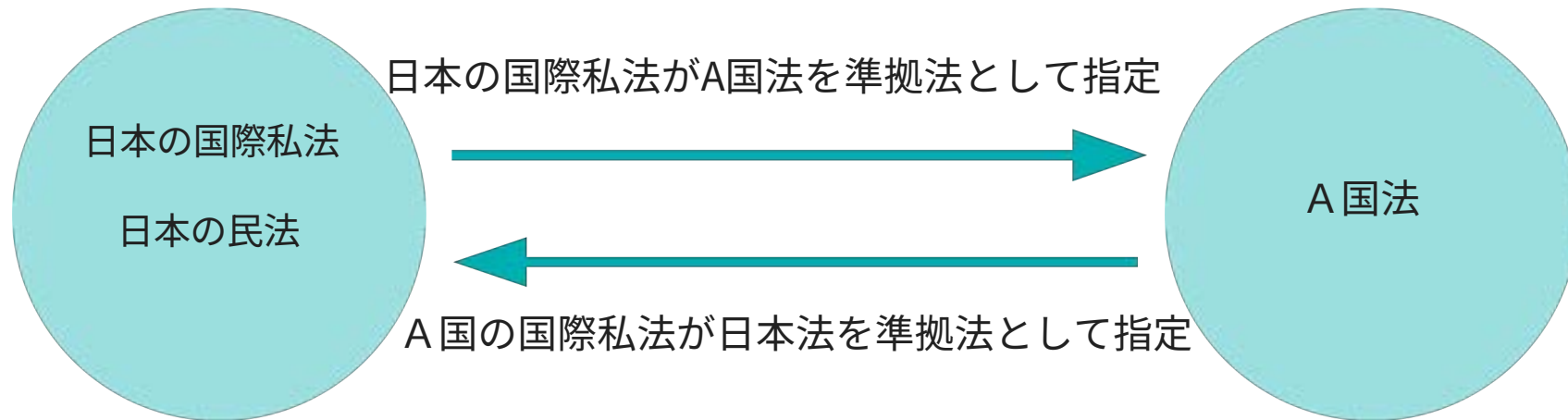
CHECK 

相続分割主義

- 不動産は所在地法、動産は被相続人の住所地法/常居所地法による
- 例) 英米法、中国

反致（通則法 4 1 条）

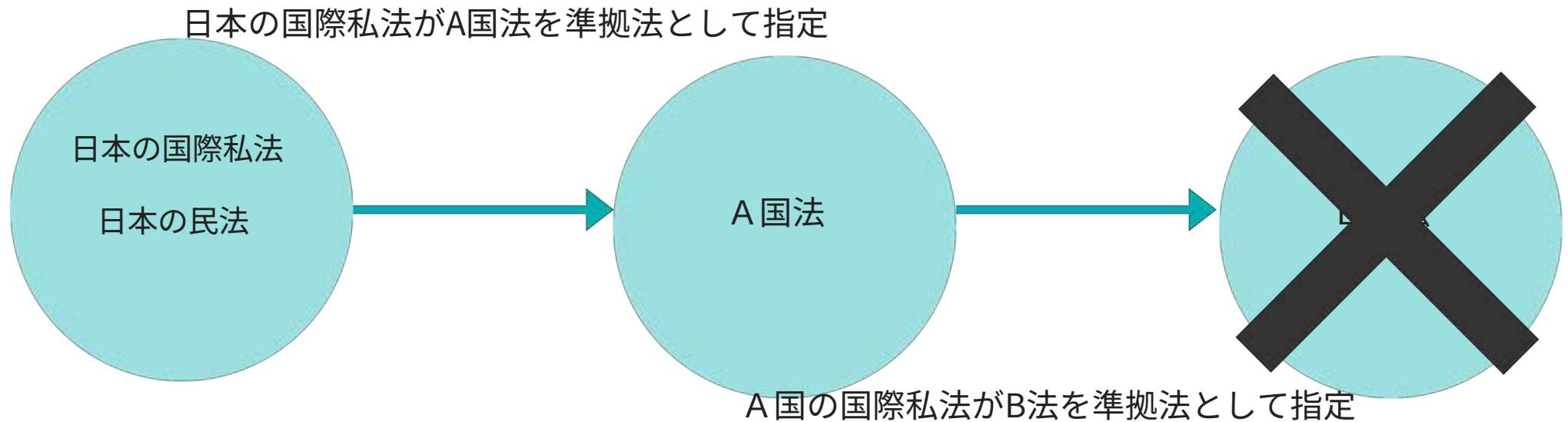
当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。



反致して日本法が準拠法になる

再致（転致）

当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。



A 国法が準拠法になる。A 国の国際私法は無視。

結局相続の準拠法はどうなる？

01 韓国

原則は韓国法、遺言で日常居住地または不動産に関しては不動産所在地を指定できる

02 中国

法定相続の場合不動産は所在地法、動産は常居所地法、遺言がある場合は中国法

03 台湾

台湾法

04 EU（デンマーク、アイルランドを除く）

常居所地法、遺言で常居所地以外を指定したときはその地の法

無遺言相続は相続分割主義



不動産の相続

不動産の所在地法



動産の相続

死亡時のドミサイルの法

通則法 36 条の相続には先決問題は含まない

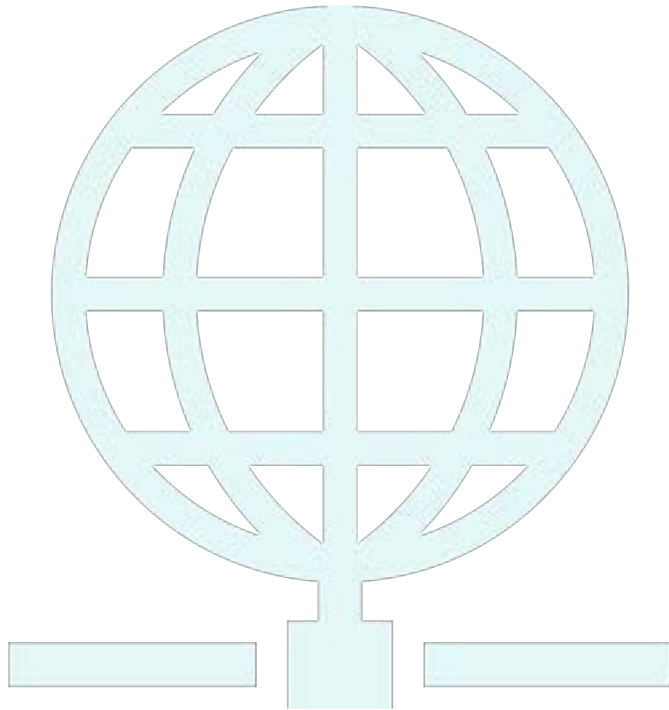


配偶者や子の身分関係で有効に親族関係が成立しているか



先決問題の解決は、日本の相続では日本の通則法により決定する

それぞれ準拠法を検討しなければならない



● 遺言の成立及び効力

● 遺言の方式

● 遺言の取り消し

● 遺言の内容

遺言の成立と効力の準拠法

通則法 37条 1項 遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の
本国法による。



遺言の成立

遺言能力、遺言の意思表示の瑕疵(詐欺強迫など)など



遺言の効力

意思表示としての遺言の拘束力(撤回可能か)、効力発生時期など

遺言の方式の準拠法に関する法律

- 01/ 行為地法(=遺言地法)
- 02/ 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時国籍を有した国の法律(=国籍国法)
- 03/ 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時住所を有した地の法律(=住所地法)
- 04/ 遺言者が遺言の成立又は死亡の当時常居所を有した地の法律(=常居所地法)
- 05/ 不動産に関する遺言について、その不動産の所在地法(=不動産につき不動産所在地法)

遺言の内容自体の準拠法による

01 相続、遺贈、相続分の指定など

相続の準拠法による

02 死後認知

認知の準拠法

03 信託

信託の準拠法

04 矛盾する内容の遺言があるとき

遺言の内容の問題→内容の準拠法

どんな書類を揃えるか

戸籍で何を証明しているか

日本のように戸籍がある国はまれ



被相続人が死亡したこと



相続人と被相続人との身分関係



他に相続人がいないこと

涉外相続の相続証明書



日本国内で取る書類

- 閉鎖外国人登録原票写し
- 死亡届記載事項証明書
- 出生届記載事項証明書
- 婚姻届記載事項証明書
- 韓国の除籍謄本、家族登録関係証明書



外国で取る書類

- 死亡証明書
- 出生証明書
- 婚姻証明書
- 台湾の戸籍
- 中国の親族関係公証書

今回の事例の相続関係を証明する書類

戸籍制度は無く他に相続人がいるかどうかは公的には証明できない

日本国内の書類

- 閉鎖外国人登録原票写し
- 死亡届記載事項証明書
- 被相続人の住民票の除票
- 配偶者の戸籍謄本

外国の書類

- 死亡証明書
- 出生証明書
- 婚姻証明書
- 宣誓供述書

日本の役所のように対応してくれない

請求先

- 各州の保健局
- 国務省
- VitalChek

請求権者、必要書類は州により異なる

- 誰でも請求できる州、一定の身分関係が必要な州

宣誓供述書が必要だと聞いたので作ってください

宣誓供述書が必要なわけではない



証明したいことを宣誓供述書の形式の書面にする



原則：本国官憲の認証を受ける

- 公証人
- Justice of the Peace（オーストラリアの治安判事）
- Commissioner for Oath（香港）
- （Solicitor）
- 日本大使館・領事館の領事

非居住者が本邦の不動産を投資目的で取得した場合、20日以内に報告書提出が必要です。

報告義務の対象

非居住者が本邦の不動産や権利を取得する場合は対象で、20日以内に報告が必要です。

居住者と非居住者

居住者は日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体、非居住者はそれ以外の方を指します。

例外条件

非居住者の居住用・事務所、非営利目的取得の場合は報告不要です。相続や遺贈の場合は必要。

事務所概要

事務所名 | 司法書士事務所神戸リーガルパートナーズ

所在地 | 神戸市中央区磯辺通3丁目 1 番2号大和地所三宮ビル701

電話 | 078-262-1691

ホームページ | <https://kobelp.com>

事業内容 | 司法書士・行政書士

ご清聴ありがとうございました